別表六(四の二)の記載要領等第１号中「若しくは連結法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。⑵において「令和２年改正法」という。）第３条の規定による改正前の法人税法（第４号において「令和２年旧法」という。）第81条の15第１項から第３項まで（連結事業年度における外国税額の控除）の規定」及び「又は連結事業年度」を削り、同号⑵及び⑶を次のように改める。

⑵　内国法人が外国法人から受ける租税特別措置法第66条の８第１項又は第７項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける剰余金の配当等の額（これらの規定の適用を受ける部分の金額を除く。）に係る令第142条の２第８項第１号（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）に掲げる外国法人税の額

⑶　内国法人が外国法人から受ける租税特別措置法第66条の８第３項又は第９項の規定の適用を受ける剰余金の配当等の額（これらの規定の適用を受ける部分の金額を除く。）に係る令第142条の２第８項第２号に掲げる外国法人税の額

別表六(四の二)の記載要領等第２号中「以下この号及び」及び「又は連結法人が外国法人から受ける対象外国法人税額に係る剰余金の配当等の額の支払義務確定日における当該連結法人の当該外国法人に対する保有割合」を削り、同等第３号中「又は連結法人が外国法人から受ける対象外国法人税額に係る剰余金の配当等の額の支払義務確定日における当該連結法人（当該連結法人との間に連結完全支配関係がある連結法人を含む。）の当該外国法人に対する保有割合」を削り、同等第４号中「若しくは連結法人（令和２年旧措置法第68条の93の４第１項、第３項、第７項又は第９項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受けるものに限る。）が令和２年旧法第81条の15第１項から第３項まで」及び「若しくは当該連結法人」を削り、「法第69条第１項から第３項まで、第18項若しくは第19項若しくは令和２年旧法第81条の15第１項から第３項まで」を「これら」に改める。

別表六㈣の表を次のように改める。